

第 68 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会  
議 事 録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 9 日 (金) 15:00～17:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館共用第 1214 特別会議室
- 3 出席者

会長	辻村	みよ子	東北大学大学院教授
委員	阿部	裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	木村	光江	首都大学東京教授
同	種部	恭子	女性クリニックWe 富山院長
同	林	陽子	弁護士
同	原	健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	番	敦子	弁護士
同	平川	和子	東京フェミニストセラピセンター所長
同	森田	展彰	筑波大学大学院准教授
同	山田	昌弘	中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況について  
～第 3 次男女共同参画基本計画 第 9 分野 2 を中心に～
- 3 閉会

(配布資料)

- 1 男女共同参画会議専門調査会報告を踏まえた今後の取組事項及び当面の検討の進め方について【抜粋】
- 2 内閣府発表資料
- 3 警察庁発表資料
- 4 法務省発表資料
- 5 厚生労働省発表資料
- 6 第 66 回女性に対する暴力に関する専門調査会議事録
- 7 第 67 回女性に対する暴力に関する専門調査会議事録

(議事録)

○辻村会長 それでは、ただいまから第68回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、小木曾委員、竹信委員、根本委員、3名が御欠席でございます。

初めに、9月に男女共同参画局長に就任されました佐村局長から御挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○佐村局長 こんにちは。9月11日付けで内閣府の男女共同参画局長に就任いたしました佐村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、何かと御多忙のところ御参集いただき、ありがとうございます。皆様方には平素より配偶者暴力対策を始め、女性に対する暴力の根絶に向けて御尽力をいただき、また御審議にも協力をいただいております、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

申すまでもなく女性に対する暴力につきましては、男女共同参画社会を形成していく上でも解決していかなければならない重要な課題であり、内閣府におきましても女性に対する暴力を根絶するために積極的な広報・啓発を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護、自立支援について、地方公共団体の職務関係者に対する研修、情報提供、調査研究等の施策の充実に努めております。

ちょうど来週12日から25日までが女性に対する暴力をなくす運動の期間ということで、12日には東京タワーのライトアップ、そのほか全国で8カ所ほど、紫の色のライトアップをするイベントを考えております。

国連のUN Womenのバチエレ事務局長が来週12日、13日、14日にお越しになり、中塚大臣と一緒にその点灯式、イベントに出ていただけるということで、先ほど報道発表をしたところでございます。

非常にタイムリーなタイミングになったわけですが、そういう状況で、私どももそれだけではなくていろんな形で浸透に務めてまいりたいと思っておりますが、本会議の方でも幅広い観点から皆様方の御審議への御支援、御協力、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

さて、私どもの方はしばらく間が空きましたけれども、8月1日に男女共同参画会議が開催されて、その場におきまして本専門調査会の今後の調査方針、これは以前に皆様方からいろいろ御意見をいただいたところでありますが、当面は「配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップを行う」ということで決定されております。活発な議論を行いまして何らかの報告書のような形にまとめることができますことを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そこで、本日は、対策の実施状況について、第3次男女共同参画基本計画の第9分野2の実施状況を関係省庁からお話していただくということになっております。

議論の進め方及び資料について、事務局からまず御説明をお願いいたします。

○畠山室長 前回からやや時間が空きましたけれども、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日、皆様方にお配りしております資料といたしましては、各省からのヒアリングの資料が中心でございます。配布資料は議事次第の一番上に書いてございますけれども、1は「男女共同参画会議専門調査会報告を踏まえた今後の取組事項及び当面の検討の進め方について」というもの。

2から5までは、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省それぞれの発表資料。

6、7は、前々回、前回の専門調査会の議事録（案）でございます。

続きまして、私の方から今後の議論の進め方につきまして説明させていただきます。

資料1を御覧いただければと思います。たった今、辻村先生からも御説明がありましたけれども、この7月まで精力的に議論いただきまして取りまとめました性犯罪対策につきましては、去る8月1日の男女共同参画会議で内容を会長に御報告いただきまして、資料1のような形で会議として決定が行われてございます。

その決定に合わせまして専門調査会の今後の調査方針ということで、「配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップを行う」とされたということで、たった今、会長からもお話いただきました。

今後の議論の進め方といたしましては、この専門調査会におきましては、第3次計画策定以降、DVの関係、配偶者暴力の関係を議論していただくのは初めての機会ということになるかと思っておりますので、このテーマにつきまして、委員の任期が来年の1月5日までということになっておりますけれども、年をまたぎましてもこのテーマで議論をさせていただきまして、来年の春、あるいはもうちょっと時間がかかるかもしれませんが、それぐらいまでの期間をこのテーマで議論をしていきたいと考えているところでございます。

つきましては、本日は関係省庁から配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況について説明させていただきます。

次回につきましては、お茶の水女子大学の戒能民江先生から、配偶者暴力防止法制定時からの全体を見渡した話でありますとか、法の中身に照らしました今後の動向についてのお話をさせていただくという予定にしております。また、都道府県、市町村からそれぞれの配偶者暴力防止対策の取組について御紹介いただく。当面はこういう予定になってございます。

以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日は内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の順に御説明をお願いいたしたいと思っております。

質疑応答につきましては、今、申し上げました4つの府省庁の説明が全て終わった後にまとめて時間をとらせていただきたいと思いますと考えております。それぞれが15ないし20分ということでございますので、それがすべて終わりましたから委員の皆様から御質問をお願いしたいと考えております。

それでは、最初に内閣府からお願いいたします。

○畠山室長 それでは、内閣府で行っております配偶者暴力対策の現状等について説明させていただきます。

資料に基づき説明させていただきたいと思うのですが、順番が前後して大変恐縮でございますけれども、現行のDV防止法と言われます配偶者暴力防止法につきまして、内閣府の資料の一番最後に資料2-8、パンフレットみたいな資料がついておるかと思うのですが、まずそちらの方で現在の法律の中身、もう釈迦に説法というところもあろうかと思っておりますけれども、改めて簡単に説明させていた

だきたいと思います。

その後に内閣府の取組ということで御説明させていただきたいと思っております。

2-8です。御存じのように、この法律は平成13年、議員立法という形で成立いたしました。その後、16年、19年と二度の改正が行われたところでございます。

法律の中身といたしましては、1枚めくっていただきまして、両ページ、見開きの部分でございます。この法律におきましては、被害者からの相談、被害者の保護、自立支援を行うということを定めております。

相談の仕組みといたしましては、警察とともに、この法律において配偶者暴力相談支援センターを地方公共団体において設置して行うということが定められております。

また、緊急的に保護を行う必要がある場合には婦人相談所等を利用して一時保護を行うということも規定してございます。

さらに、被害者の生活支援を配偶者暴力相談支援センターにおいて行うということも定められてございます。

また、法律のもう一つの柱が保護命令でございます。こちらは右の方の紙でございます。被害者の申立てによりまして裁判所が接近禁止命令でありますとか、退去命令でありますとか、そうした命令を加害者である配偶者に対して出すという仕組みになってございます。これに違反すれば罰則が科される。こういう保護命令という仕組みをこの法律で規定してございます。

それ以外にもさまざま法律で書いておることがございますけれども、大体大きな柱としては以上のようなところでございまして、その仕組みを概念的に示したものがその裏にありますチャートというものでございます。

まず、この法律の仕組みにつきまして極めて簡単に御説明させていただきました。

続きまして、資料2-1に戻っていただきまして、以下、私どもの取組ということで御説明させていただきます。

まず、資料2-1「男女間における暴力に関する調査」ということでございます。この中身につきましては、本年4月のこの専門調査会の場面でも説明を私の方からいたしましたけれども、配偶者間の暴力を始めとした女性に対する暴力、データとしては男性に対するものも入ってございますが、実態を把握するための基礎資料というようなものでございまして、4月と内容が重複する場面もあろうかと思っておりますけれども、改めて御紹介させていただきたいと思っております。

この調査につきましては、3年に1回調査しておりまして、今回の調査は昨年、平成23年に行いまして、本年4月に公表してございます。全数は5,000人でございまして、女性1,751人、男性1,542人から回答がありました。回答率65.9%ということでございます。

調査項目の柱としましては、配偶者からの被害の状況が1つ。交際相手からの被害の状況が1つ。無理やり性交された経験が1つ。以上、3つが大きな柱ということになってございます。

まず、配偶者からの被害の経験でございます。3ページを御覧いただければと思います。3ページの上の表では、一番上のグラフ「配偶者からの被害経験」ということで、一番右の「あった」という

欄が 26.2%になってございます。

その下のグラフ、「女」「男」に分かれている方でございます。特に女性につきましては、「配偶者からの被害経験の有無」ということで、「あった」は 32.9%ということになってございます。

ちなみに、前回の 3 年前の調査では 33.2%ということで、数字的にはそれほど大きく変わってございません。ちなみに男性は右側で、18.3%が被害があったということでございます。

先ほどの左側の女性の方ですけれども、10.6%の方が何度も被害を受けているということがこの調査によってわかってございます。このため、私どもでは、「女性の 10 人に 1 人が配偶者からの暴力に悩み、苦しんでいる」という表現でさまざまところの広報活動などを行っているものでございます。

1 枚めくっていただきまして 4 ページの上のグラフでございます。そうした配偶者からの被害を受けた方が相談をしているかどうかということについて調査してございます。これにつきまして、特に女性のところは 41.4%の方が相談されていないということのようでございます。前回は 53.0%ということで、確かに改善はしているのですけれども、まだ 4 割以上の方がどこにも相談されていないというようなことが出てございます。

1 つ飛ばしますけれども、配偶者から暴力を受けても配偶者と別れなかった理由というのも聞いてございます。これにつきましては、女性、男性両方ですけれども、「子どもがいるから、子どものことを考えたから」というのが大半ということになってございます。

その下のグラフ、命の危険を感じるような被害を受けたことがあるということについても調査していきまして、女性の中の 4.4%がそうした被害を受けているということがこの調査でわかってございます。

以上が配偶者からの被害でございます。

続きまして、交際相手からの被害につきまして、次のページから御説明いたします。6 ページの上のグラフでございます。交際相手からの被害ということで、女性は 13.7%ということでございます。これも前回の 3 年前は 13.6%ということでありまして、これにつきましても被害状況というのは余り変わっていないということでございます。

その下、相談しているかどうかということも聞いてございますが、女性の中で相談していないと答えられた方が 34.2%という数字になってございます。

ちょっと飛ばしまして 9 ページ、男性から無理やりに性交された経験があるということで、これは女性のみ聞いてございます。9 ページの上のグラフ、7.7%の方がそうした経験があるというふうに答えられています。これは前回 7.3%ということで、やや増えているという数字にはなっております。

「加害者との面識の有無」ということで、7 月まで御議論いただいていた性犯罪対策でもよくそういった話がありましたが、76.9%が面識のある人からそういう被害に遭ったというようなデータになってございます。

次のページの上のグラフです。相談しなかった方の割合は 67.9%とかなり高い割合ということを出てございます。

以上が女性に対する暴力、一部男性もございますけれども、その被害状況を示す基礎となります男女間の暴力調査について御説明いたしました。

続きまして、資料2-2を御説明いたします。こちらは地方自治体が設置しております配偶者暴力相談支援センターの現状等を調査したものでございます。

まず1ページ目、最初のグラフは全体のセンターの設置数の経年推移でございまして、最新の数字としましては全国で220カ所ということになっております。内数としまして市区町村が設置してあるものが47という数字になってございます。

その下の表は種類別の数を整理しております。御存じの方も多いと思いますが、法律上「配偶者暴力相談支援センター」という名称になっていますが、これはいわば総称といえますか、現実には福祉事務所でありますとか、そうした他の機能を有する組織に機能を追加して配偶者暴力相談支援センターとして業務を行う。名前も「配偶者暴力相談支援センター」と名乗っていない場合もかなりありますけれども、そういうケースが見られます。そうしたほかの機能を持つような機関との関係というものをここで整理したものでございます。都道府県で設置するものにつきましては、婦人相談所でありますとか、福祉事務所でありますとか、そうしたものを使っているケースが多いというようなデータがこちらで表れてございます。

次のページは都道府県別のセンターの数というものでございます。法律におきましては、都道府県にはセンターの設置義務がかかってございまして、各都道府県に最低1つはあるということになってございます。

一方で、市町村は設置が努力義務というような規定になっております。ということもありまして、都道府県には最低1つは設置されておりますけれども、市町村ではいまだ設置に至っていない都道府県がまだ23県ございます。また、「市区町村」と書いてございますが、ほとんど市が設置しているものでございまして、東京23区などもございますが、町の設置は兵庫県の猪名川町と鹿児島県の知名町の2つだけで、村が設置しているケースはまだございません。

次に3ページでございまして。先ほど被害を受けられた方の4割強の方が相談をされていないというようなデータもございましたけれども、そうした一方で、配偶者暴力相談支援センターにおける暴力の相談件数というのは毎年右肩上がりという状況になってございまして、最新のデータでは8万2,000件強ということでございます。これが必ずしも直ちに暴力の増加ということではなくて、先ほど来のお話でもありますが、この法律の知名度も上がり、センターの設置数も増えてきたということもあって、潜在化されて相談される方が増えたということも右肩上がりというデータに示されているのではなかろうかなと思っております。

その下に「相談件数」ということで2つ表が出ております。種類別ということで、「来所」「電話」「その他」。

その下は性別です。性別では圧倒的に女性の方が多いのですが、最近は男性の数も一定程度増えてきてございまして、増加率といたしましては女性を上回っているような状況でございます。

4ページ目でございまして。上の表は加害者との関係別ということで、婚姻届を出した、あるいは事

実婚であるか、それが不明であるというのがありますけれども、あるいは離婚した方かというようなことについてのデータを整理してございます。

その下は施設の種別ということで整理したものでございます。

次のページは都道府県別の相談件数ということで整理したものです。もちろん、センターの数が多ければ相談が増えるという可能性もあろうかと思っておりますので、これが都道府県別の暴力の数ということとを直接表しているかどうかというのは、必ずしもそういうところでもないのかなと思っておりますが、大体人口に比例しつつも、多いところ、少ないところ、やや差があるかなというふうに感じてございます。

6 ページ目は幾つか表がございまして、一番上で「第 14 条第 2 項に基づき」云々ということが書いてございます。これは法律の第 14 条第 2 項の規定におきまして、警察やセンターに相談があった場合、裁判所が警察とかセンターに対して保護命令を出すときに、どういう相談があったかといった状況を書面で提出を求めるといような規定になってございます。センターあるいは警察はこれに速やかに応じるということになっているのですけれども、こうしたことで求められたケースがどれぐらいあったかということに記載したものでございます。

その下の「14 条第 3 項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数」という表は、先ほど申し上げましたその上の表で出されてきたもののうち、裁判所がそれを見てさらに詳細について説明を求められるというよう規定がございまして、そうしたものが幾つあったかというデータでございまして。

「4. 第 6 条による通報を受けた件数」につきましては、法律の規定において「身体的暴力を目撃した者は通報しなければならない」といったような規定がありますけれども、こうした規定によってセンターに通報された件数を整理したものでございます。

次の表 5 は日本語が十分に話せない被害者の数について整理したものでございます。これは電話の場合が多いものですから、必ずしもその人の厳密な国籍まではわからないケースもあり、まさに言語的な話ということで御理解いただければと思っております。8 万件ある相談件数のうち、全体のうち 2% 強ぐらいが外国語での相談件数ということになっており、中でもタガログ語のケースが 2% の中でも 3 分の 1 以上を占めているというよう状況になってございます。

次のページの表 6 は「障害者である被害者からの相談件数」ということです。これは相談によっては必ずしも障害者であるかどうかわからないというケースもありますけれども、確認できる範囲で全体の 4% 超が該当するということで、かつその内容としましても知的障害の方、精神障害の方の割合が多くなっているということでございます。

次の表 7 につきましては、交際相手からの暴力についてセンターの方でどれぐらい相談を受けているかという件数でございます。

この資料の 8 ページ目、都道府県、市町村それぞれにおきまして配偶者暴力防止法に基づく基本計画というものを策定することになってございます。都道府県は策定が義務づけられており、市町村は努力義務となつてございますけれども、都道府県は当然のことながら全て策定しておりますが、市町

村の策定状況につきましては、これも各都道府県によってかなりばらついているという状況でございます。

続きまして資料2-3でございます。配偶者暴力防止に関して内閣府が行っております主な取組について御説明いたします。

内閣府では主に広報、啓発、研修といった業務に取り組んでおりますけれども、近年における主な施策につきまして紹介させていただきます。

「1 地方公共団体、配偶者暴力防止センター等に対する支援」というところです。まず1つ目の官民の配偶者暴力被害者支援の相談員や相談員を管理する立場にある職員を対象としたワークショップというものを実施してございます。

これにつきましては、1枚めくっていただきまして資料2-4の上の方にやや詳細な説明が出てございます。センターの管理・運営を担うような方に対しまして支援体制の強化、他機関との連携等をテーマとしたワークショップを行う、あるいは相談員の方々により高度な対応が可能となるようなスーパーバイズみたいな研修を行うというような取組を行ってございます。

今年度は管理職級、企画行政職員級、相談員級の各級別に全国の自治体、民間団体からお集まりいただきまして、一泊二日でそれぞれのクラスに応じた内容で実施してございます。

また1枚戻っていただきまして資料2-3でございます。

それ以外の取組として2つ目の○、予防啓発教材ということで、これはDV、配偶者からの暴力の芽となるような若年層の交際相手からの暴力の被害をできるだけ少なくしたいという思いから、「交際相手からの暴力の予防啓発指導者のための研修」というような活動も行っております。

次の○は、自動音声で全国どこからでも一定料金で支援センター等の相談窓口を案内するDVナビといった事業を実施してございます。

その下の○、東日本大震災における被災地向けの相談事業は、後ほど別の資料がございますので、そこで説明させていただきます。

「2 広報啓発」のところでございます。先ほど佐村の方からも申しあげましたけれども、11月12日から25日までの間、女性に対する暴力をなくす運動ということで実施してございます。これも先ほどのお話とかなり重なりますが、後ろに資料がついてございますので、そこで簡単に説明いたします。

その他広報啓発活動としてさまざまな法令、制度、関係施設についての情報を日本語だけでなく、外国語版を含めた提供などを行ってございます。

調査研究といたしましては、先ほど御説明いたしました男女間における暴力に関する調査などの業務を行っております。

また、民間団体等に対する援助といたしまして、一番上の1の最初の○で御説明いたしました事業は、民間団体も対象とした事業として実施してございます。

また、「関係法令」ということで、私どもの方で様々な関係法令の改正に合わせた配偶者暴力との関係の整理などを行ってございます。

1つ目の○の外国人登録法の関係でございます。外国人登録法の廃止等に伴いまして、外国人登録原票の取扱いということにつきまして、これまで記載しておる基本方針がございましたけれども、これにつきましては8月1日付けで改正を行いまして、法律の制度改正に合わせた仕組みというふうに修正してございます。

なお、そのタイミングに合わせまして国民年金の取扱いについても改正が行われてございますけれども、この部分につきましては後ほど厚生労働省さんの方から御説明いただく予定にしております。

また、最近の動きといたしましては、住民基本台帳の事務処理要領の一部改正ということで、具体的な中身といたしましては、従来、住民基本台帳につきましては、配偶者暴力の被害者あるいはストーカーの被害者からの申出に基づいて加害者の閲覧を制限するというような措置がなされておりましたけれども、先月10月1日より、この対象となる被害の範囲につきまして、児童虐待の事案あるいはそれに準ずるような事案による被害も対象とすることが明確化されました。以前は各自治体の判断でそうしたことも可能であったのですが、改めてそのことを明確にする通知が総務省、法務省の方から出されてございまして、それに合わせまして私どもの方でもそうした取扱いがなされたということにつきまして周知徹底する旨の通知を各センター等に発出してございます。

続きまして資料2-5、横長になっております「被災地における女性の悩み・暴力相談事業」ということで、先ほど後ほど御説明すると申し上げたものでございます。御承知のように、東日本大震災におきましては、それぞれの自治体において大きな被害が発生しましたけれども、そうした中で、女性が抱える悩み、女性に対する暴力の発生ということも懸念されたところではありますが、そうしたことを相談して、それに対応していくような地方公共団体自体が被災者であるという状況が生じていました。

そうしたこともありまして、全国各地から応援に来ていただいて、こうした女性に対して被災地における悩み・暴力に関する相談事業を行うということを始めまして、本年の2月から岩手、宮城、福島の3県体制で国の事業としてこの事業を実施してございます。

平成23年度に行った分につきましては集計ができてございます。合計で2,557件の相談があったということございまして、相談の傾向ということでは、この絵の左側に書いてございますが、アルコール依存が進んで暴力が発生したとか、仕事を失って別居していた配偶者と同居したが、また暴力が発生してしまったとか、そうした震災に伴う深刻な被害の相談があったということでございます。

なお、この事業は24年度以降も実施してございまして、現在でも毎月500件程度の相談を受けているという状況でございます。

続きまして資料2-6、資料2-7でございます。これも若干繰り返しになりますけれども、先ほど佐村の方から申し上げました本年度の女性に対する暴力をなくす運動ということで、東京タワーのパープルライトアップ点灯式ということをご予定してございます。出席者につきましては、先ほど御紹介申し上げましたが、中塚一宏内閣府特命担当大臣、UN Womenの事務局長をされておられるミチェル・バチレさん、ロンドンオリンピックの金メダリストでいらっしゃいます小原日登美さんとその夫であります康司さん、そして国内女性団体の代表の方にお集まりいただきまして点灯式を実施

する予定にしております。

また、先ほどもちょっと話がありましたけれども、この期間中、全国8カ所でライトアップが予定されておりまして、それが次の紙でございます。

なお、本日、各委員の皆様方のお手元にパープルのリボンを配付しております。もしよろしければこの期間中、あるいは期間外でも結構でございますけれども、着用いただければなというふうに考えてございます。

内閣府の取組の説明は以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

御質問等があるかと思いますが、後ほどまとめてよろしくお願いたします。

次は警察庁から資料3に基づいて御説明をお願いします。

○警察庁 警察庁生活安全企画課長の河合でございます。よろしくお願いたします。

私自身は8月17日付けでこの職につきまして、その前は警視庁の生活安全部長あるいは三重県の警察本部長をやっております、まさに現場で対応していたということでございます。ちょうど三重県警察におった時期にも元配偶者に殺されるという事案があったり、いろいろ対応するということがございました。そういったことも踏まえながらお話を申し上げたいと思います。

本日、配偶者からの暴力の防止に関する施策の実施状況、西海市における女性2名被害の殺人事件とその後の取組ということで御指示いただいておりますけれども、それに加えまして先日発生いたしました逗子警察署管内の男女2名死体発見事案というものにつきまして、相談対応の経緯というものも若干付言させていただければと思っております。

それでは、御説明させていただきたいと存じます。

資料3-1「平成23年中の配偶者からの暴力事案」等々でございます。まず第1の「1 配偶者からの暴力事案の認知状況」につきましましては、そのグラフに記載のとおりでございますが、平成15年を除き年々増加しているということがお分かりになるかと思っております。平成23年中は3万4,329件でございます、最多となっております。

警察といたしましては、こうした配偶者からの暴力事案に対しまして、被害者の意思等を踏まえて捜査を開始するという事。

刑事事件として立件が困難という場合であっても、加害者に対する指導・警告を行うといった措置を講じているところでございます。

また、配偶者暴力防止法に基づいて裁判所からの保護命令の通知を受けた警察といたしましては、速やかに被害者と連絡をとって、緊急時の迅速な通報等について教示をし、あるいは加害者に対しましても保護命令が確実に遵守されますよう指導・警告等を行っておりますところでございます。

さらに、内閣府の方からも様々御説明がございましたけれども、被害者の一時保護でありますとかカウンセリング、シェルターの利用についての情報提供を行う配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、団体等との連携・協力等々で万全を期しているつもりでございますが、なかなか厳しいということも実際でございます。

具体的に「2 対応状況（1）警察の対応」のところにありますように、配偶者暴力防止法に基づく対応と配偶者暴力防止法以外の対応ということにも取り組んでおるという状況でございます。

まず、「配偶者暴力防止法に基づく対応」というところにつきましては、この資料にございますとおり、この法律の8条の2に基づいて警察本部長等の援助を行っておりますけれども、これも法施行後最多という状況でございます。

この内容につきましては、1ページの表の下の方に「被害を自ら防止するための措置の教示」等々、それぞれございます。

「その他」のところは内容がちょっとわからないかと思いますので御説明いたします。「その他」と書いてあるところの援助としては、110番緊急通報登録システムに被害者の携帯電話番号を登録するといった保護措置を「その他」ということで書いておるものでございます。それぞれの実施件数は表のとおりでございます。

配偶者暴力防止法に基づく対応につきましては、昨年中は保護命令違反72件を検挙してございます。

2ページに「配偶者暴力防止法以外の対応」が書いてございます。

その内容につきましては、資料の2ページにございますとおり、「防犯指導・防犯機器貸出し」「保護命令制度の説明」等々でございまして、4つ目に「その他対応」と書いてございますものは、注1にも書いてございますとおり、弁護士会・法テラスの教示等々ということを計上しておるものでございます。

「○ 他法令による検挙」でございます。この種事案に対しましては、配偶者暴力防止法を使うというのは当然のことでございますけれども、一方でなかなか適用しにくいという場合もあろう、あるいは被疑者を確保することが一番の問題であろうということから、刑法を始めとする各種法令を活用して行為者の検挙等を推進しているというところでございます。実はストーカー規制法につきましても同じことございまして、警告、その他ストーカー規制法に基づく措置をとるということもありますが、一方で要件等がなかなか難しいというときには、まずは被疑者を確保するというところで刑法を始めとする法令による検挙ということを進めておるところでございます。

戻りまして「他法令による検挙」でございます。配偶者暴力防止法以外の法令による検挙は資料2ページの表のとおりでございますけれども、その内訳としては、傷害、暴行による検挙が多いということでございます。昨年中の検挙総数2,424件は配偶者暴力防止法施行以降最多となったところでございます。

以上のとおり、警察としましては、配偶者暴力防止法を始めとする各種法令を活用するというところで、組織による迅速かつ的確な対応の徹底を推進しているところでございます。

何といたしても、後でも御説明いたしますけれども、西海市の事案も含め配偶者暴力の問題あるいはストーカー規制の問題を含め、この種事案というのは事態が急展開するということをまざまざと西海市の事案で見せつけられて、あるいは反省をしておるところでございますが、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいという特徴を再認識し、真に被害者の立場に立った対応を徹底すると

いうことをしております。今後とも進めていきたいと思っております。

次に長崎県西海市における女性2名被害の殺人事件とその後の取組でございます。

資料3-2がいろいろございますけれども、まず資料3-2③、時系列につきましてお話を申し上げます。

もう既に見ていただいておりますので簡単に申し上げます。まずは10月29日の時点でございます。長崎県におられる父親の方から、千葉県にいる娘さん、被害女性が暴力を受けているという相談を受理するというところでございます。

ただ、一方でその翌日の30日、被疑者と一緒にいた被害女性を保護するというところでございますが、被害女性からは被害届の提出に応じられないということでございまして、被疑者に対して口頭警告を行ったということでございます。

同日以降、同女性は千葉県を離れて今度は御家族のおられる長崎県の実家に避難されたわけですが、それをもって千葉県習志野警察署では当該相談事案は一応の終結を見たのだと。ここが浅いかと言われれば、その時点においてどうだったのか、今、考えればどうだったのかということはございますが、ただ、一般的にまず場所が離れたということが明確であったことがこの長崎県の実家に避難された時点というふうに考えてございます。

11月に入りまして今度は被害女性の御家族、友人等に対しまして脅迫メールが送られるなどしまして、11月21日に父親が習志野警察署等に電話相談等をされる。ただ、ここで問題は、いずれの警察署においても被害女性の住所地が自分の警察署管内であるというふうに明確な認識を持たなかった。要は、長崎県の実家に行ったり、いろいろされているのですけれども、どこが一番責任を持つのかという観点を持てなかったということでございます。そのためにストーカー行為を念頭に置いた積極的な対応がこの時点においてはなされていないということでございます。

その後、12月に入ってからでございます。12月2日、被害女性において傷害事件として被害届を出すという意思が固まったということでございます。そして12月6日に習志野警察署において被害申告をされました。

同警察署においては事案の重大性は認識をしましたがけれども、ただ、一方で被疑者が新たな加害行為に及ぶということについての切迫感は必ずしもなかったということから、すぐ動くというよりは、12月12日から聴取を始めて14日に被害届等の作成に至ったという状況でございます。その間にレクリエーションで北海道に行くという事実もあったところでございます。

次のページに入ります。12月14日の夜間、被疑者の母親から習志野警察署に対して、被疑者が三重県の実家を飛び出したという通報がある。ただ、ここでは三重県警察と千葉県警察の間で情報連絡がなされたということで、被害女性と父親が千葉県にいたということから、被害女性の実家である長崎県に被疑者が行くという可能性には思いが至らなかったということでございます。したがって、この取扱い状況は長崎県警察には連絡をされていないということがあります。

12月16日、被疑者がまさに長崎県に現れ、被害女性の実家に押し入り、被害女性の母親あるいは祖母を殺害したということでございます。

これが時系列でございます。

次に再発防止対策等々でございます。これにつきましては、戻っていただきまして横紙の3-2①を見ていただければと存じます。

まず、警察の対応の問題点でございます。本事案につきまして関係する3県警察では事件経過の検証を行いました。これにつきましては、細かいことは3-2④でございますので、これはお時間があるのときに見ていただければと存じます。これは既に報道されたものでございます。

本事案につきまして関係する3県警察で検証を行いまして、この検証の結果、警察の対応の問題点の1つは、若干抽象的に申し上げますと、危機意識の不足と事件化の遅れということが指摘をされました。

それからストーカー規制法適用への消極的な姿勢、あるいは警察署における部門の枠を超えた組織的対応の不備。これは何を言っているかといいますと、相談を受けるという時点は生活安全警察の部門である生活安全課が受ける、事件にするというところになりますと刑事部門である刑事課が受けるという意味で、生活安全警察部門あるいは刑事部門の連携が悪かったのではないか、ここを連携させるのがまさに警察署長の役目ではないかという議論でございます。

そういう観点から、警察署における部門の枠を超えた組織的対応の不備、あるいは警察署と警察本部、県警察相互間の連携の不備。今回は三重県警察と千葉県警察、長崎県警察の連携の不備。そのほかにも警察本部主管課による指揮あるいは指導の不在が問題点として指摘をされたということでございます。

警察庁といたしましては、この検証結果を踏まえ、本年の3月に再発防止に向けて通達を發出し、あるいは全国の関係課長を集めての緊急会議をしたところでございます。

この再発防止策としての取組事項は、「意識改革」「積極的な対応」「組織による的確な対応の徹底」というものでございます。

これらにつきましても既に資料にはあるのでございますけれども、簡単に申し上げますと意識改革ということでございます。意識改革の中身としては、先ほど申し上げましたように、この種事案というのは事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいという特徴を再認識するということと、被害拡大の予防・未然防止のためにいかなる対応をとることが最も迅速かつ適切であることを意識する、そして組織による的確な対応をするということの指導・教養でございます。

次に、「積極的な対応」につきましては、ストーカー規制法に基づく警告等の措置は、法律上、被害者の方の申出を受けるということが前提となっておりますが、我々としてやらなければならないことは、この種事案の相談がなされた際には、可能な限り早期に被害者等に対してストーカー規制法に基づいてそもそも警察は何ができるのかということをお教えあげることができていないのではないかとことから、警察がとり得る措置を確実に教示し、同法に基づく警告等の措置を積極的に行うというふうにしてございます。

問題は、被害者自体がどういう事態に発展するということを必ずしも十分認識されていないということもあるのではないかと御示唆をいただきまして、現在、警視庁と5都府県警察において被害

者の意思決定支援手続の試行を行っております。こういう手続の場合はこういうふうに動くのだ、ストーカー規制法はこうなっている、配偶者暴力防止法はこうなっているという手続をまさに知っていただくということをしてございます。

また、ストーカー規制法第 13 条のストーカー行為罪を問疑する場合は被害者の方の告訴が必要でありますし、あるいはストーカー規制法以外の法律に基づいて刑事事件化をする場合は被害届が必要になるわけですがけれども、先ほど御説明をした中にもありましたように、被害申告をためらうということがございます。これにつきましては、その親族等の協力を得て、その親族等とともに被害申告を説得するなど一歩踏み込んだ対応をしたいと考えてございます。

次に「組織による的確な対応の徹底」ということでございます。1 つはまさに連携をするということです。これをするためには警察署長による積極的な指揮が必要になるだろう。まさに署長のところに情報が集約されますので、警察署長において事案を認知した場合に、事案の処理方針の決定、処理体制の確立を進めていく。

事案の発展性という観点からは警察本部との連携を密にしていこうということ、あるいは警察本部からの指導を密にしていこうと。

もう一つは、関係都道府県警察の連携、余りにも予想外であったと言えるような話であったにせよ、少なくとも三重県警察、長崎県警察、千葉県警察が関係警察であったことは間違いのない事実でございますので、どこが担当者になろうかということではなく、自署管内あるいは自分のところの管轄の認識を持って積極的な対応について検討していく必要があると考えてございます。

そのほか、先ほど少し申し上げましたけれども、レクリエーションを途中でやっていたのではないかと、北海道に行ったのではないかとと言われることがございます。これにつきましてはレクリエーション旅行が警察の対応に影響したと考えられるところがございます。要するに、切迫性の認識が低かったということでございます。こういった国民あるいは被害者の視点に立っていないのではないかとということもございますので、それに向かって、国民のためにどうするのかという観点、警察改革の精神の徹底ということから今、措置をとっておるところでございます。

様々教訓として進めておるところでございます。

最後に、逗子警察署管内の事案につきまして、これは手元に資料がなくて申し訳ありませんけれども、口頭で申し上げたいと存じます。

これは既に報道されているとおりでございますけれども、平成 17 年から今回の時点までの経過の話でございます。平成 17 年 4 月に今回の被害者がバドミントン教室のコーチをしていた被疑者と交際を開始していた。被疑者は元高校教師でございます。そして 1 年後の 18 年 4 月ごろ、被害者が被疑者に別れを告げたということでございます。

その後もメールや電話があつて、被害者は住所を変えて着信拒否をしておつたところがございます。住所を変えてからしばらく何もなくなるということであったのですが、その後平成 22 年 12 月 4 日ごろから仕事用のメールアドレスというものにこの被疑者からメールが頻繁に入るようになった。これが 12 月 4 日から逗子署に相談した 12 月 9 日ごろにあり、その後、この被疑者は自殺未遂を図るとい

うことでもございました。

病院に入っておりますので特に問題は起こらないであろうということで、相談はとりあえず終了という形になるわけです。

23年4月に入って再度メールが入ってくるということでございます。23年4月7日に被害者が逗子警察署に相談をして、この中身としては脅迫の内容があるということも判明をいたしまして、昨年の6月に逗子警察署で脅迫で通常逮捕するということになりました。

起訴をしてもらって、ストーカー規制法に基づく警告もしております。

その結果、9月20日には懲役1年、執行猶予3年の判決が下っております。

そしてしばらくやむわけでもございますが、今度は今年の4月9日に被害者から逗子警察署に相談がありまして、3月24日からメールがどんどん入ってくる。既に報道されておりますとおり、今度は脅迫の内容は特にないものが入ってくるということから、ストーカー規制法あるいは刑法の脅迫といったもので事件化をするのがなかなか困難であるという状況でもございました。その際、検察庁とも相談をしたり、様々にやっておったのですけれども、なかなか次の手を打てないという状況にありました。

ただ、4月9日に相談を受けて、4月18日になりますと今度はメールがとまりました。その後も警察としては警戒をしておったところでございますが、6月4日に被害者から、メールによる攻撃が止まったということで、攻撃が再開したらお願いします、またお知らせしますので対処をお願いしますとの内容の上申書の提出を受けました。一方、住民基本台帳の閲覧制限ということの援助申出書を逗子警察署の方に6月下旬に出していただいております。

その後、特異事項はないという状況でもございましたけれども、ただ、4月から11月までの間、約180回にわたって逗子警察署としてはパトロールを実施し続けていたということも事実でございます。しかしながら、そのすきを狙われて、11月6日、女性が殺され、男性が自殺をしているという状況が発見をされたという状況でございます。

今後の捜査等を通じて今回の結果が生じた経緯を確認してまいりたいと考えてございますけれども、一方で、このストーカー規制法の中でも、メールが入っていないのではないとか、様々議論がございますので、どういった法的対応がそもそもとり得るのか、あるいは今後どういうふうにしていかなければならないかということにつきましては、今後も検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。長時間ありがとうございました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

これもまた御質問等は後にまとめてお願いいたします。

それでは、次に法務省の方からよろしく申し上げます。

○法務省 法務省入国管理局入国在留課長の石岡と申します。よろしく申し上げます。

法務省からの報告は、入国管理局関係の報告と人権擁護局関係の報告がございます。私の方からは、まず、入国管理局関係の報告をさせていただければと思っております。

入国管理局関係の報告は、本年7月施行の入管法、正式名称は出入国管理及び難民認定法という法

律なのですが、この入管法の法改正に関連いたしましてDV被害者に配慮した取扱いを実施しておるところでございますが、この点について報告させていただければと思っております。

お手元の資料4-1「配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことに正当な理由がある場合等在留資格の取消しを行わない具体例について」という2枚紙と資料4-2「住居地の届出を行わないことに正当な理由がある場合等在留資格の取消しを行わない具体例について」という2枚紙、これらは法務省のホームページに載せているものでございます。入管法改正の施行に合わせて7月に法務省のホームページに載せた公表文でして、この中でDV被害者の場合は在留資格の取消しを行わない取扱いを明らかにしているところでございますが、この点についてこの公表文に沿って説明をさせていただければと思います。

資料4-1を御覧ください。最初の行からになります。

入管法上、日本人、永住者などの配偶者として「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する外国人の方は、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留している」場合、これについて「正当な理由」があるときを除き、在留資格取消しの対象となる、今回の法改正でこのような新しい在留資格の取消し事由が増えておるところでございます。

そのような中で、次の2パラでございます。法務省入国管理局では、在留資格の取消しの運用の透明性の向上を図る観点から、「正当な理由」に該当する場合等在留資格の取消しを行わない主な事例を公表しておりまして、それがこのペーパーになります。

具体的な例というのは記以下に書いておるところでございます。DV被害者について見ますと、1ページ一番下「1 配偶者からの暴力を理由として一時的に避難又は保護を必要としている場合」、このような場合は在留資格取消しの対象とならないということを明記しておるところでございます。

続いて資料4-2でございます。同じく今回の入管法改正で住居地の届出を行わない場合についても在留資格の取消しの対象となっておるところでございますが、資料4-2の1行目から見ていただければと思います。

入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人の方は、新規上陸の日や、そこに書いてありますような日から90日以内に住居地を届け出ない場合、住居地の届け出をしないことについて「正当な理由」があるときを除き、在留資格の取消しの対象となるということになっております。この場合におきましても、記の2のところに記載しておりますが、「配偶者からの暴力を理由として避難又は保護を必要としている場合」、その結果として住居地の届出ができないような場合は在留資格の取消しの対象としない。そういうことについてこの公表文で明記しておるところでございます。

いずれにしましても、入国管理局といたしましては、在留資格の取消しにつきましては適正な形で今後とも運用していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございました。

引き続きお願いいたします。

○法務省 法務省の人権擁護局の参事官の葛谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

法務省の人権擁護機関と申しますのは、法務省の人権擁護局と法務局、地方法務局の人権擁護部門、あとは人権擁護委員を指して申し上げておりますが、法務省の人権擁護機関ではあらゆる人権問題、女性の問題はもちろんですけれども、子どもや高齢者や障害のある人や同和問題など、そういったあらゆる人権問題について相談を受けたり、あるいは調査を行うなどの取組をしております。

本日は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護の推進に関する取組について御説明をさせていただきます。

今、申し上げました法務省の人権擁護機関の取組としまして、全国の法務局、地方法務局及びその支局におきまして電話や面談などによる人権相談というものを実施しております。

その中で女性の人権問題に関する専用の相談電話として「女性の人権ホットライン」というものを設けて、配偶者等からの暴力を含めた様々な相談を受け付けております。

お配りした資料4-3をご覧ください。これはコピーになっているのですが、実際にはこういった形のリーフレットになっています。それを広げて裏、表のコピーをとったものでございます。実際には相談にお越しになった方に私たちの取組を説明するために使っている資料です。

相談が寄せられました場合には必要な助言をすることはもちろんですけれども、法務局の取組の特徴的なところとしましては、相談を相談として終わらせるというだけではなくて、被害者からの人権侵害の被害による申告を受け付けて、人権侵害の疑いがあるというふうに判断できる場合には、相談者の方の意向も踏まえて人権侵犯事件として事実関係の調査を行い、人権侵害の事実が認められた場合には適切な救済措置を講ずるという取組をしています。事実関係の調査といいますのは、要するに、相手方あるいは関係者の方から話を聞いてどういったことがあったのかということを確認したり、あるいはその中で人権侵害の事実があるということであれば、説示とか勧告というふうに私たちは言っておりますけれども、要するに、これは人権侵害に当たるので注意をしてくださいというようなことを言ったり、あるいはそういったものだけではなくて、例えば相手方も反省していて関係の改善が見込めるような場合には、その関係の調整を行うという取組をしております。そういった取組について簡単に説明したものが資料4-3のリーフレットとなっております。

次に、資料4-4は法務省の人権擁護機関で行っております主な人権相談体制でございます。1から5まで挙げてございます。

1が法務局あるいは市町村の役場などで行っております一般的な人権相談でございます。

2が先ほど申し上げました「女性の人権ホットライン」というものでございます。

3はインターネットによる人権相談。

4と5は子どもの人権の関係で、電話ですとか、あるいは全国の学校にミニレターというものを配って手紙による相談を受け付けたりしているという取組でございます。

そのうち「女性の人権ホットライン」の関係につきましては次の資料4-5を御覧ください。統計の資料となっております。

専用の電話相談の「女性の人権ホットライン」につきましては、平成12年7月から実施してございまして、平成18年4月からは電話番号を全国共通化、いわゆるナビダイヤルというものにしまして、

御相談される方の利便の向上を図っておるところでございます。

また、このホットラインによる相談活動の周知を強化するために全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間というものを実施しております。本年度につきましては、来週の12日の月曜日から18日の日曜日までの1週間を予定しております。ちょうど女性に対する暴力をなくす運動のタイミングに合わせて実施しておりますのでございます。この期間につきましては、平日の相談の受付時間を午後5時15分から午後7時まで延長するとともに、土曜・日曜にも相談に応じるということとしております。

ホットラインの相談件数につきましては、平成15年をピークに若干減少しているようにも見えますけれども、相談内容につきましては、刑事事件に発展するような深刻な内容のものも含まれておまして、女性に対する人権侵害が減ったということでは必ずしもないと私どもでは考えておるところでございます。

次に、法務局の方で人権侵犯事件として取り扱った配偶者からの暴力に関する事例を若干御紹介させていただきます。資料4-6をご覧ください。2つ事例を挙げてございます。

事例1の方は、夫から暴力を受けて、長女とともに着のみ着のままで家を出たという方が人権擁護委員に相談をされて、調査を開始したという事案です。この事案につきましては緊急の対応が必要であるというふうに判断をいたしまして、被害者と面談して、病院への受診ですとか、あるいは警察への通報、当日の宿泊場所の確保などについての援助を行っております。

その後、被害者の夫、暴力を振るっていた方が警察に逮捕されて、裁判所からは接近禁止の命令が出されたということです。被害者の方から人権擁護委員に対して、夫と離婚したいけれども離婚後の生計について不安があるという相談があったことにつきまして、この人権擁護委員が被害者の方と市役所に行きまして、生活保護ですとか、あるいは市営住宅への入居の申請に付き添って助言をするというような対応をして手続が円滑に進むに至ったというような事例がございます。こうしたものを「援助」ということで取り扱っております。

2つ目の事例といたしましては、これは既に支援センターに一時保護されていた被害者の方から、帰宅に当たって心配なので夫と話をしてほしいということで調査を開始したという事案です。被害者の夫に面談をしたところ、暴力の事実を認めて、今後は暴力を振るわないという反省の意思を示しているということでしたので、その旨を被害者の方にお伝えしたところ、帰宅についてセンターと相談して決めるというふうにお述べになった。最終的には帰宅をされたということですが、その後についてもアフターフォロー的な対応をさせていただいたというような事情があります。

こういった関係が改善されたというようなものについては、先ほど申し上げました「調整」という形で事件として処理をしているというものでございます。

今、申し上げましたとおり配偶者からの暴力の事案については、支援センターの方とか、あるいは警察と連携をとりながら救済を図っていくというのが一般的なやり方ですが、それぞれの事案に応じましてどういう解決方法が最もよいのかということを考えながら取り組んでいるところでございます。

法務省の人権擁護機関ではこういった配偶者からの暴力を受けた被害者のための取組を行っており、

今後こうした取組を充実させてまいりたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に厚生労働省からお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

資料5に従いまして御説明させていただきます。

厚生労働省では婦人保護事業の一環としまして配偶者暴力相談支援センターの一部である全国の婦人相談所を中心とした取組の支援を行っております。また、ひとり親施策の一環として母子生活支援施設を活用した取組にも支援を行っております。

具体的には事業の実施に必要な予算の確保や全国規模の研修会の実施などですが、今回は特に婦人相談所の特有の機能である一時保護について、また、現場での相談業務に従事している婦人相談員について、及び最近の動向としまして児童扶養手当の支給に関する改正と、先ほど内閣府からも御紹介いただきました国民年金保険料の減免に関する改正につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

では、資料5の1ページ目を御覧ください。「婦人相談所におけるDV被害者の一時保護件数の推移」でございます。配偶者暴力相談支援センターのうち被害者の緊急時における一時保護は、各都道府県に設置されている婦人相談所で行っております。

婦人相談所の一時保護の件数は、ほぼ横ばいの状況が続いております。

グラフにお示ししておりますのが、夫等からの暴力による一時保護件数及び一時保護全体に占める割合でございます。平成23年度を見ますと4,312人、一時保護全体に占める夫等からの暴力の割合は71.2%ということになっております。

2ページ目は「DV相談等を行っている婦人相談員の推移」でございます。婦人相談員につきましては、都道府県及び市から委嘱されまして夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応しております。婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加しておりますが、最近の傾向としましては、特に市の増加率が大きくなっております。平成24年度の数字で見ますと、全体で1,217名、市が754名、県が463名となっております。

参考までに市における婦人相談による相談件数の推移は、平成23年度で見ますと1万6,180人、そのうち相談全体に占める夫等からの暴力の割合は26.6%ということになっております。

3ページ目は、DV被害者に対する児童扶養手当の支給につきまして、最近の改正について御紹介させていただきたいと思っております。児童扶養手当は、いわゆるひとり親家庭に対して支給するもの、法律的に申しますと、「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進」を目的として支給されているものでございますけれども、法律において「父母の婚姻解消」等、ひとり親家庭状態と認められる要件を規定するとともに、それに準ずる状態として政令に規定したのも支給対象として認めております。従来の扱いは、DV被害者につきましては、いわゆる「遺棄」の枠組みで、1年の観察期間を置いて支給をしていたところでございます。

今年8月に施行されました政令の改正によりまして、配偶者からの暴力被害者につきましては、これまで「父又は母に1年以上遺棄されている」ということを要件としておりましたが、これに加えて「裁判所の保護命令が発令された場合には、直ちに支給対象とする」という措置をしているところでございます。

4ページ目は「配偶者からの暴力を受けた方の国民年金保険料の免除制度の改正について」でございます。こちらの背景としましては、国民年金制度では、所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が免除されるという制度がございます。申請による国民年金保険料の免除は、本人並びに連帯納付義務者である配偶者及び世帯主の前年所得が審査の対象となります。このため、配偶者からの暴力を受けたために避難している方からの免除の申請があった場合には、改正前の場合は、本人の所得が少なくとも配偶者に一定の所得がある場合は免除の申請が却下されてしまうという状況にございました。

これらの背景を踏まえまして、今回の改正では「配偶者からの暴力を受けたため配偶者と同居が異なる場合には、配偶者の所得にかかわらず御本人の前年所得が一定額以下であれば、申請により国民年金保険料の全部または一部を免除する」というような措置を講ずるということにつきまして、平成24年7月に国民年金法施行規則の省令を改正させていただいたということでございます。

厚生労働省といたしましては、今後とも引き続き予算の確保や研修の充実等、DV被害者の保護対策の充実に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

各府省庁の皆様にはお忙しいところ、本当にありがとうございました。

それでは、ここから約30分弱、皆様から御質問等をいただきたいと思いますが、やはり順番を決めた方がいいと思いますので、最初の報告から始めたいと思います。

まず、内閣府の報告について何かございますでしょうか。

○山田委員 統計的なことなのでございますが、6ページの「交際相手からの被害経験」というので、「10人に1人は交際相手から被害を受けたことがある」とありますが、60歳、70歳の方も入っておりますので、これは必ずしも直近の状況を反映していない。つまり、60歳、70歳の方が10代、20代のときに交際していて被害を受けたことがあるかどうかというのが全部含まれたデータでございますので、公表するときに「10人に1人は交際相手から被害を受けたことがある」というふうに公表すると、最近の状況のように勘違いしてしまうことがあるかもしれませんので、本報告にはほかにあるのかもしれませんが、例えば若い人に限って集計するとか、そういうことをして公表してもらってもっと実態がわかるのではないかと思います。それはコメントです。

○辻村会長 ただいまのコメントに対して何かございますでしょうか。

○畠山室長 御指摘の趣旨は、データとしてはまさにそのとおりでございます。今後、公表の仕方というのは、また2年後の調査の際にも考えていきたいというふうに思っております。

○辻村会長 この資料について、年齢別、年代別の統計はとっているのですか。

○畠山室長 データとしましては、概要の資料にはございませんけれども全体のデータの中にはございまして、20代以上の方に聞いておりますものですから、年齢は20歳以上です。男性は省略させていただいています。女性の20歳から29歳につきましては23.4%、30歳から39歳が23.8%、40歳から49歳が11.7%、50歳から59歳が6.5%、60歳以上が6.6%ということでございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○辻村会長 どうぞ。

○森田委員 筑波大の森田と申します。

この調査で、やはり相談がなかなかできないということがずっと続いている統計になっていると思います。子供の問題とかいろいろな問題が起きているのでなかなか相談できないなどの理由がありますけれども、見直しという点では、被害者の方の生の声といいますか、実際に相談できない理由についてより詳しく分析をしたり、例えば子供の問題についてどういう対応があればそのことができるのかなどのような分析が非常に重要になってくると思うのですが、そうした調査のようなものはされていらっしゃるのでしょうか。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○畠山室長 相談をしなかった理由というのは調査してございます。

この概要資料には入ってなくて、本調査全体版には入っておるのですがけれども、御紹介させていただきますと、これも女性の方だけ御説明させていただきます。

複数回答でございますけれども、「相談をするほどのことではないと思ったから」という方が50.0%、2番目として「自分にも悪いところがあったから」というのが34.3%、3つ目が「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思ったから」というのが25.7%。以下、「相談しても無駄だと思ったから」「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」「世間体が悪いと思ったから」等々の理由が調査の結果、得られてございます。

○森田委員 ありがとうございます。

私も事例をたくさん見ているのであれなのですけれども、最初の3つというのは、DVの加害者も過小評価しますが、被害者もなかなか被害だと認識できないという側面が如実に表れているデータだと思いますので、警察の方も申告をするような方向で指導するという話もありましたが、では、どうしたらもう少しそうした認識をちゃんと持てるようなガイドができるのか。そういう援助者に偶然会えばその指導をしてもらえるわけですがけれども、そういうことがないと、ほとんどそういうことがされていないという現実があるということで、やはりそこは何かやってほしいということが1つ。

子供の問題については非常に大きいので、実際に子供の問題があっても訴えた方と訴えない方とあって、具体的にどうしているのか。例えば子供は学校を変わらなければいけないとか、いろいろなことがありますけれども、泣く泣く変わったり、変わらないでとどまったりしているわけです。その辺のところをもうちょっと突っ込んで調査していただけないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○畠山室長 1つ目のお話ですけれども、私どもの方で女性に対する暴力をなくす運動に合わせまして政府公報をテレビやラジオで行っておりまして、その中でもまさに今、御指摘いただいたような問題意識のもとに、ささいなことでも相談してくださいと。こういう調査結果なども御紹介いたしまして、こういうことで結果が出ているけれども、本人がそうは思っていないけれども、例えば周りから見てそういう傾向があったら配偶者暴力相談支援センターに行くようにお勧めしたり、そういうこともしてくださいというようなことをPRしてございます。そういうことだけではなくて、まだまだやらなければいけないことがたくさんあると思いますので、引き続きそういうこともしていきたいと思っております。

○森田委員 ぜひ援助を受けた方がどうしてそれを受けられるようになったのかというプロセスとかをたどってほしいと思います。

○畠山室長 わかりました。そういうことも引き続き研究させていただきます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。原委員、どうぞ。

○原委員 資料2-3、2-4に当たるところですが、若年層を対象とする予防啓発事業で指導者研修というのがあります。これについて具体的にどのような計画をしているのかというのをちょっとお尋ねしたいのです。研修をする際に、多分指導的立場にある者というのは、学校の先生などが対象になると思うのですが、研修するときには学校の先生と市町村の相談員が一緒になると、なかなかポイントを絞った研修がしづらいというのがあると思います。

ただ、そうはいつでも、例えば学校とかかわっていない福祉支援が必要になるような重篤ケースなどは福祉事務所や婦人相談所がかかわったりしていますので、そういう意味では、こういう予防啓発を含めた研修はポイントを絞ったような形でなされた方がいいのではないかと考えておりますが、このあたりはいかがでしょうか。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○畠山室長 この研修につきましては、今のところ想定しているのは、主に学生ということを想定してまして、以前も我々の方で学生向けの教材をつくったりしておるのですけれども、そうしたものにつきまして、当然のことながら様々教育委員会などとも協力をしながらやっていくということになるかと思いますが、全国の中で何か所か選びまして、協力をいただけるところから取組を進めていきたいと考えてございます。

○辻村会長 よろしいですか。

○原委員 その場合は文科省との連携でやれるのでしょうか。

○畠山室長 直ちに今、文科省と具体的な連携をしているというわけではありませんけれども、地域レベルでの教育委員会との連携は引き続きやっていこうというふうに考えてございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○原委員 はい。

○辻村会長 そうしましたら、警察庁からの御報告に関連して御質問をお願いしたいと思います。  
林委員、どうぞ。

○林委員 長崎県の西海市における事件の検証結果の御報告、ありがとうございます。

資料3-2④の検証結果、長い方の資料の14ページに「再発防止策」が載っております。再発防止策の(1)として「ストーカー規制法等の積極的な適用を図る」ということを挙げられておりますが、この事件で具体的にストーカー法をどういうふうに運用していれば回避できた可能性があったということなののでしょうか。

3-2②の短い方のまとめには、ストーカー規制法の運用上の問題点として「警告の申出をした者の住所地を管轄する警察本部長等であるところ」とありますが、これは法文の規定ではなくて、運用規則でそうなっているのですか。ストーカー規制法自体には「警告の申出をした人の住所地」という規定がないように思うのです。この事件は、被害者への対応を長崎でやるのか、習志野でやるのかという連携不足の問題にとどまるのか。あるいは運用の問題を超えて法改正の必要があるということなのかについて、お尋ねしたいと思います。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○警察庁 まず1点目の「住所地を管轄する警察本部長であるところ」というのは、まさに法律上の運用ではなくて、法律上の規定として「住所地を管轄する」ということなのですが、問題は、住所地を管轄する警察本部長の仕事として認識をするにせよ、警察本部同士というのは、もともと警察法の規定で連携もし、場合によっては人が足りないならば援助、派遣要求等もできますので、事件に関係する事案であれば、当然警察法上、権限を及ぼすことはできます。ですから、ストーカー規制法上どういうふうにするかということもありますけれども、一方で、ストーカー規制法上、どこかの本部長の権限になっているのであれば、当該本部長の援助要求等に基づきよその県の本部長あるいはよその県の警察が権限を及ぼすことは当然可能でありますので、その連携がまさにできていなかったということでございます。

連携がまさにできていなかったということに関連いたしますと、今回の問題というのは、どこの県も自分のところの問題と考えていないものですから、本来でありますと、千葉県に被害者の関係者あるいは被害者がいるということであるならば、三重県であろうと、長崎県であろうと、とにかく被害者の関係があるのであれば、そこに連絡をして事前に対応をとっておくべきだったのに、長崎県においては連絡もされていないし、対応もされていなかったということが今回の問題でございます。

確かに千葉県から長崎県まで行くのか、別に飛行機で行ったわけでもございませんし、なかなか想像に難しいところではございますけれども、少なくとも長崎県の実家に逃げているときには長崎県警察が対応すべきでありますし、千葉県に被害者が戻った場合であっても、長崎県警察が引き続き継続して対応していたならばということは、もちろんその当時どうだったのかという以上に、今であれば思い至ることでございますので、事件が最終的に終了するまでは全力を尽くして助けるべきではなかったのかという検証でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ストーカー規制法自体に問題があるという認識ではなくて、あくまでも運用ということでございますね。

○警察庁 はい。西海市の事案につきましてはということです。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 DV防止法で言いますと、保護命令については、事実婚の場合や元配偶者に対する場合も申立てができると思いますが、今回の西海事件についてストーカー規制法による対応しかできなかったということだろうと思います。仮に保護命令の申立てが可能で、恋人間のDV事案について保護命令の適用あるいはDV法の適用が可能であったならば、むしろもっと迅速な対応ができたのではないかと、素人ながら勝手な思いがあるのですけれども、その辺が今後の課題になるのでしょうか。

○警察庁 当然ストーカー規制法でなかなか対応しづらいというものもございました。ただ、今回の場合はぎりぎりストーカー規制法が運用できたということでございます。

当初検証した際も、DV防止法の範疇であったのか、あるいはDV防止法を拡大して考えるべきなのかという議論はございました。ただ、部内でいろいろ議論をしましたがけれども、今回の場合はまさにストーカー規制法で対応できたであろうということから、この西海市の事案をもってそのほかのDV防止法を拡大しても対応できないということではなかったのですが、ただ、一方でいわゆるデートDVという観点から対応できたならば動き得たかということ、それはそれで可能性はあったというふうにございます。少なくともデートDVというのはDV防止法上、規定をされておりませんので、何としてもストーカー規制法を運用しようという観点から運用されるべきであったし、現在においては、運用ができていればこの事案まで何とか防止できた可能性はありますけれども、十分運用はできていなかったということでございます。

一方で、デートDVの規制ができていけばどうかということにつきましては、推測の世界ではございますが、1つの可能性はあったかなというふうに思っております。

○辻村会長 確認でございますが、現在のDV法を拡張解釈するというのではなくて、明示的な規定があるか、もしくは特別法的なものがあれば対応できたという認識ですか。

○警察庁 はい。

○辻村会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。では、番委員、どうぞ。

○番委員 ストーカー規制法はいろいろ不備な部分もあるというのは認識しておりますが、警察が威力を持って対応できるのがストーカー事案です。私たち法律家は全くどうしようもない、ちゃんと実力で守ってくださるというのが警察の役割だと思っています。犯罪の未然防止という観点からできた法律ですから、警察としては、何か起きてから捜査するというのとちょっと方向が違うということで動きにくいというのはあるでしょうが、危険性を見きわめるために、ストーカー対策室などが今まで培ってきたスキルがあると思うので、それをぜひ現場の方に浸透させていただきたい。

DVもそうですし、ストーカーもそうですが、この人が本当に危険か、危険でないかというのはあ

る程度見極めがつくと思うのです。だから、そこはぜひお願いしたい。今後も研修などをやっていただけたらと思うのですが、これは意見です。

今回は非常に残念な事案で、御報告によれば、被疑者の動き方がちょっと病的な感じですが、今、報道で言われているように、逮捕時に被害者の名前を明らかにしたとか、逗子に住んでいることを言ったとか、逮捕状を示すときにある程度特定しなければいけないということはあるのでしょうかけれども、今、公判の段階では被害者のプライバシーをできるだけ秘匿し、被告人側にも言わないこともあるということになりますが、これについてはどういうことなのか。私は報道の域でしかわかりませんが、お話できる範囲で、教えてください。

○警察庁 まず1点目のストーカー規制についての教養につきましては、各県警察からストーカー規制あるいは相談に対応する担当者と呼んでおきまして、それに対して全国的な研修を毎年行ってございます。それぞれの相談部門あるいはストーカーについての対応ということで、それぞれの担当者となってございます。これにつきましては今後とも進めていきたいと考えてございます。

また、先ほどもちょっと御説明いたしましたけれども、5都府県警察において被害者の意思決定支援手続について今、試行をしておるのですが、これを来年には何とか全国的に展開していきたいと考えてございます。

5都府県警察で試行をしてみたところ、被害者の方々に手続がこういうふうに進んでいるのだ、こういうふうに進むものなのだと理解していただいて意思決定をしていただくと、手続に乗るべきなのかどうなのかということが判断できるということは非常によくわかってまいりましたので、今後これを全国的に進めていきたいと考えてございます。

次に逮捕状の氏名・住所の問題でございます。逮捕状につきましては、番先生は弁護士でございますので御存じのとおりでございますけれども、逮捕状の発付はまさに裁判所においてされてございまして、こちらで発付するものではございません。ただ、一方で刑事訴訟法上、逮捕状を読み上げるなり指し示すなりして逮捕事実の内容を被疑者に理解してもらおうという観点から氏名・住所を指し示しているという状況でございます。

一方で、被害者保護という観点からいろんな手続がほかの分野において行われているではないかということにつきましては、我々も今、勉強しておるところでございますけれども、ただ、この逮捕状の手続につきましては現在、氏名・住所をまさに明確にして行っているということで、このストーカー規制の話に限らず行われているところがございますので、今後、大きな課題の1つとして考えてまいりたいと考えてございます。おっしゃるような問題は十分認識してございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

警察組織における先ほどのストーカー対策の研修は毎年行っているという御説明でしたが、今日は時間がありませんので詳細はお伺いしませんが、人的規模でありますとか、時間でありますとか、もし研修について資料がございましたら提出をしていただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○警察庁 分かりました。

○辻村会長 ほかにいかがですか。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 今のことに関連するのですが、私、民間シェルターをやっておりまして、交際相手からの暴力の被害者がシェルターに入るときは本当に神経を使ってきたのです。その理由は保護命令が使えなかったということなのです。

この西海事件のケースを聞いておりまして、この方たちがデートDVの被害であるということの認定と、加えてデートDVが保護命令を使うことができるようになっていたならばということはどうしても考えてしまうのです。今、警察庁の庁内の組織の見直しとか改編というふうな視点でお話をいただいたのですが、保護命令は被害者が司法に訴え出ることができるという法律であり、こうなりますと警察庁内だけの問題ではなくて、もう1つ、三角といいますか、被害者が司法という別の機関に訴えていくことができます。保護命令が発令されれば警察官の方からシェルターの周りをパトロールしていただくとか、その他いろんなことをしていただいているのですが、別な機関を使うことで重大な被害を防ぐことができるのではないかとというふうにどうしても思ってしまうのです。

そういう意味で、先ほどお答えいただいた中で、DV防止法の適用について御検討があったのならば、この書類の中でDV防止法をもし適用できたらというような記述を入れ込んでいただくことはできないのでしょうか。

○辻村会長 この問題は制度論にかかわりますので、当調査会でも今後検討させていただきますが、何かお答えがありましたらお願いします。

○警察庁 特にこういった問題につきましては、ストーカー規制法の問題あるいはDV防止法の問題、それぞれ切り離せない問題と考えてございまして、一方で、警察庁側として説明できるのはストーカー規制法についてでございますので、それについて御説明をしているということでございます。

関係省庁と法務省あるいは内閣府と連携をしておるということにつきましては、常日ごろやっていきたいと考えてございまして、今後ともしていきたいと思っております。

先ほどの住所・氏名の問題でございますけれども、そもそも逮捕状を示されてこの被疑者が住所・氏名を知ったかどうかということにつきましては、まだ確認を十分されていないということでございます。逮捕状に確かに住所・氏名があったことは事実でございますが、それが住所・氏名を知ることになった、要するに、結婚されたということを知ることになったかどうかということについて確定をしているものではないということをお願いいたします。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

まだまだ御質問があるかと思っておりますけれども、時間の関係がありますので法務省に行かせていただいてよろしいですか。

では、法務省の御説明に対して何かございますか。どうぞ。

○種部委員 人権の観点から今、お話もいただきましたし、入国管理局のところではDVで除外するものとして1つ項目を挙げられたというところは大きな進展なのだと思うのですが、今日出てい

た話題とは違うかもしれませんが、かねてからこの専門調査会の中で申し上げていますが、人工妊娠中絶をする場合に配偶者の承諾が必要になります。例えば「DVあるいは暴力で暴行・脅迫によって妊娠した場合でも配偶者の承諾を必要とする」というのが母体保護法の14条の除外規定、墮胎罪を免れるための法律に出ています。これが例えば暴力であって、今みたいな非常に危険なパートナーのところから逃げてきたような人が妊娠していた場合に、そこに承諾を得に行くということは非常に大きな問題だと思うのです。

前回までのこの調査会の仕事の中ではそこまで細かい議論は出なかったのですが、これも省くべきだと思うのですが、今後対応していく方向にはならないでしょうか。お願いします。

○辻村会長 入管にかかわらずということですか。

○種部委員 そうですね。こちらの話ではないです。

○辻村会長 いかがでしょうか。それはお答えしにくいかもしれませんが、もしありましたら、どうぞ。

○厚生労働省 母体保護法は厚生労働省の所管でございますが、きょうは母子保健の関係の者は来ておりませんので、ここではなかなかお答えできません。

○辻村会長 ありがとうございます。

では、林委員、どうぞ。

○林委員 資料4-4「人権擁護機関における主な人権相談体制」の表をいただきましたが、「2. 女性の人権ホットライン」は「相談電話を設置」、「4. 子どもの人権110番」は「フリーダイヤルの専用電話を設置し、人権擁護委員と法務局職員が対応」となっています。女性の方はフリーダイヤルではなく、時限的にパープルダイヤルなどをやったことは知っていますけれども、電話を受けている人も人権擁護委員と法務局職員ではないというのはなぜなのでしょう。

○辻村会長 これはいかがでしょうか。

○法務省 まず、電話を受けている者につきましては、「女性の人権ホットライン」につきましても人権擁護委員と法務局の職員が対応しておりますので、すみません、これは資料の作り方が、平仄がとれていなかったということでございます。

フリーダイヤルの点につきましては、私どもの考え方だと、むしろ子どもの方をちょっと特殊な扱いにさせていただいているとお考えいただいた方がいいのかなと思っております。やはり子どもの場合には電話をかけるお金の問題が非常に大きな問題になる場合が多々ございますので、そういうことから子どもについてはフリーダイヤルとさせていただきました。あるいはその下の人権のミニレターにつきましても料金は受け取る側の方で払うというものでやっておりまして、子どもについては、子どもであるという事情からそういった対応をさせていただいているということでございます。

○辻村会長 どうぞ。

○原委員 人権擁護委員さんとか法務局職員の方のDVの研修というのはどれだけなされているのかということを知りたいのですが、男女共同参画センターの場合はほとんど女性の相談だけを受ければいいのですが、法務局は男性の相談を受けるケースがあるので、DVの加害者の問題も含めて

検証する必要があるのではないかと思います。

というのは、資料4-6にある事例2というのは、たまたまうまくいったのかもしれないのですが、危ないケースにもなるわけです。どういう状態であっても被害者は加害者の立ち直りを望んだり、話をして何かうまくいくのではないかと考えている人がいて、これは危険なケースでなかったからいいのですけれども、危険なケースで介入をして、戻ってまた暴力が出るなどということもありますので、そういう意味では、加害者の問題についても十分承知していただいて相談を受けていただく必要があるのではないかなと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

今の御質問に対するお答えはありますか。

○法務省 研修の内容を今、細かくは承知しておらないのですけれども、人権擁護委員や法務局の職員に対する相談の対応の研修は行っております。そういった中では先生の御指摘のような問題があり得るといこともなされていると思いますが、一層そういうことには努力してまいりたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

これも先ほどと同じで、どういう形で研修をされているか、もし資料がございましたらいただきたいと思えます。どの規模でなされるかというのはやはり大事なことでございます。

入管局については法改正直後ですから何もデータはないと思うのですけれども、今後、対象件数とかそういったことを調査されましたら、またその資料をお願いします。

○法務省 もちろん、それは統計をとることになろうかと思えます。

○辻村会長 御予定ではどういう形ですか。

○法務省 在留資格の取消しというのは、これまでも取消し事由が幾つかありました。それらについては「取り消した」件数ということで統計をとってきておりますので、こういう該当事由で取り消したという統計については今後も同様の形でとっていくことになろうかと思っております。

○辻村会長 発表していただくということですね。ありがとうございます。

それでは、時間の関係で厚生労働省に移ってよろしいですか。

質問がございましたらどうぞ。森田委員、どうぞ。

○森田委員 厚生労働省の方からお示しいただいたように、こうした形のDV被害は児童虐待でもありますし、児童福祉施設、シェルター等での対応が書いてあるのですけれども、児童虐待とDVが両方オーバーラップしている事例をもうちょっと集中的に調べた調査が必要だと思っております。そうした事例がどれくらいあるのかとか、もしくはその事例に対してどのように対応したのかということに関してのデータは何かありますでしょうか。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○厚生労働省 御案内のとおり婦人相談所の方はDVを扱っておりまして、他方、児童相談所の方では児童虐待を扱っているということでございまして、おっしゃるとおりオーバーラップするケースが多々ございます。実際 23 年度のデータでは、婦人相談所において児童相談所と何らかの連携を行っ

たというのが 886 人います。その相談のうち 56.4%が父親等からの虐待を受けているということでございまして、中には被害女性が児童虐待を行っているというものが 10.9%ございまして。これらのうち児童に対して児童相談所における一時保護が 191 人、児童福祉施設入所が 52 人ということになっております。御案内の事案も想定した上で、当然各関係機関の連携というものをしっかり図って対応してまいりたいと思っております。

○森田委員 「関係機関の連携」というのはいつもあるのですけれども、實際上、非常に難しく、子供を優先すべきなのか、親を優先すべきなのか、非常に難しいのです。そこについて具体的な指針がほとんど厚労省から出ていないと思うのですが、具体的にこういうケースの場合はこういうケースワークをするということをもっと突っ込んでやっていただきたいということが 1 つ。

子供のダメージについての調査も厚労省の幾つかの研究から出ていますが、非常に悪いデータなものです。分離した後もすごくダメージが残っていて、加害者男性になる人のかなりの割合の中にもそういう人がいるので、その辺のところさらに力を入れてほしいと思っておりますので、よろしく願います。

○辻村会長 はい。

○厚生労働省 御指摘の点についてはこれからも勉強させていただきます。

○辻村会長 検討していただけますでしょうか。ありがとうございました。

せっかくの機会ですので、今日いらしてくださった省庁の方々の方から、配偶者等からの暴力防止に関する対策について課題といえますか、何かございますでしょうか。

本日、私たちの調査会ではこの問題の検討は初回でございまして、実施状況、立法的な措置も踏まえて今後、運用その他の改革のための提言的なものに進めていきたいと考えているのですけれども、今日の御説明に加えて取組実施上の課題はございますか。

先ほど警察庁の方からはネットワークであるとか、様々な課題をお伝えくださったのですが、その他、厚生労働省とかございますか。これまでの政策を通じてどのように認識していらっしゃるかということですか。

先ほど警察庁の方からは、運用において不十分なところがあったから、このようにしていきたいというような御報告がありました。それは事案についてでしたけれども、何かありますか。

○警察庁 先ほど先生からも御指摘いただいた 3-2④の資料の 12 ページに「警告主体判断の問題」ということが書いてございまして、警察本部長が主体としてどうなのか、その場合にどう連携すればいいのかということでございますが、それに加えて大きな問題というのは 13 ページの「(ii) ストーカー行為認定の問題」でございます。今回、逗子警察署の問題ではメールが入っていないという問題があったわけでございます。そのほかにも、つきまといについての認定をする場合には、つきまといの反復というのを認定しないといけないのですけれども、反復しないようなつきまとい、1 回であってもつきまといとして認定しなければならないような非常に怖いつきまといもございます。

そういった意味で、つきまといだけではありませんが、ストーカー規制法上、なかなか認定しにくいところの行為というのも規定をしていくというのが今後、多分必要になるのであらうと考えてござ

います。

メールの話は、このときもいろいろ検討する中でありましたけれども、実際にメールが入っていないということを今回の逗子警察署の事案が明瞭、浮き彫りにしたのかなと思ってございますので、こちらにつきましては、議員立法ではございますが、今後とも十分考えてまいりたいと思っております。

○辻村会長 わかりました。これについては注意をして今後検討していきたいと思っております。行為認定の問題は非常に重要だろうと思っております。

それでは、もうよろしいですか。

ありがとうございました。本日は貴重な御説明をいただきましたので、我々としても今後の課題を詰めていきたいと考えております。

本日は最初ですので、委員の方から今後どういうふうな論点、どのような課題を取り上げて進めていくかという話合いをしたいと考えていたのですけれども、時間の関係がありますから全員から一言ずつというのではなくて、きょうの御説明なども踏まえましてぜひともこれをという方から時間内で3人ぐらい指摘していただいて、今後もずっと続きますので、また次の回にお願いするという扱いにさせていただいた方がよろしいかと思っております。

どうぞ。

○阿部委員 保護命令の発令が、非常にハードルが高くなっているような気がします。そうすると、被害者の方がためらうことによってなかなか申立てをしないという悪循環になっている。活用できるようにもうちょっとハードルを低くしていただけないかというのが1つ御提案です。

○辻村会長 活用といいますと、これは立法論ではなくてということですか。

○阿部委員 はい。

○辻村会長 法務省の方で保護命令に関する御報告を今後また別の部署からいただく予定があるのですね。

○畠山室長 法務省の方で保護命令を管轄しておりますのは民事局ですけれども、それも含めまして保護命令制度につきましては、またこのテーマで一度持ちたいと思っております。

○辻村会長 では、保護命令に関してはまた別の機会にまとめて議論させていただくということです。ほかにいかがでしょうか。森田委員、どうぞ。

○森田委員 これに僕が参加した大きな理由の1つは加害者更生なのですけれども、警察の方のあれもそうですが、どういうふうな行動パターンをとるのかとか、どういうふうにあセスメントするのかということ自体、ほとんど研究がないので、調査研究や、内閣府もそういうプログラムということをおっしゃっていたわけですから、その部分をぜひやってほしいと思っております。

○辻村会長 そうですね。この問題はこれまで出てきておりませんが、今後、実務においても非常に重要な課題になっていくだろうと思われまます。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 私は社会学者として参加しているのですけれども、今日の報告をお聞きしましても、裏に経済問題というのが相当入っているような気がします。つまり、女性の立場が悪くなっているとい

うことの裏には、職がないとか、この人と別れたら生活できないとか、そういう問題があると思いますので、ただ単に法律で暴力が悪いとかそういうことだけではなくて、そういう面も含めて何か対策というものを考えていく必要性を感じましたので、その点も課題に入れていただけたらありがたいです。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

たくさん手を挙げていますので、一言ずつお願いします。原委員、どうぞ。

○原委員 DVの被害者支援をやっていて困難を感じる事例として出てきやすいのが、高齢者DVの事例であるとか、精神疾患を抱える女性の支援であるとか、先ほど出た内縁関係にない非常にハイリスクなデートDVの事例の場合、いろんな機関との連携をしないとうまくいかないと思います。高齢者の事例は、高齢者福祉の対応をやっているところと婦人保護とで押しつけ合いみたいなことが時々起きたりすることがあるようです。そういう連携というところについては、わかっていることなのですけれども、これから改めてきっちり見ていかないといけないのかなと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

林委員、どうぞ。

○林委員 人権委員会設置法案が閣議決定をされていますが、人権政策全体の中で女性に対する暴力の取組をどうしていくのかという視点が必要だと思います。

それから、前回までの議論でも女性に対する暴力についての包括的な立法という話が少し出ましたが、深まらないままに来ています。ストーカー法、DV法、一つ一つやっていくのも大事なのですが、上の屋根になるような研修であるとか啓発であるとか、被害者救済ということに関する包括的な法律も視野に入れて議論していく必要があると思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

では、委員の間ではまた次回以降の機会にこのような方針についても議論ができますので、本日は省庁から貴重な御説明をいただいて議論するという形でやってまいりましたので、これで終えたいと思いますが、それでよろしいですか。

それでは、ありがとうございます。

資料の6と7で66回と67回の議事録がまとめられております。これについて、このとおり決定しホームページで公表することでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、これでよろしいですか。

○畠山室長 はい。

○辻村会長 それでは、速やかに議事録を公開させていただきまして、閉会させていただきますけれども、次回以降について事務局から御説明をお願いします。

○畠山室長 ありがとうございます。

次回 12 月 3 日、月曜日、時間が 10 時半から 12 時半でございます。場所は変わらして永田町合同庁舎第 1 共用会議室で開催いたします。実は 12 月 17 日は予備日ということで皆様方に御連絡しておりましたけれども、12 月 17 日は非開催、開催しないということにさせていただきたいと思っておりますので、本日御欠席の委員には別途通知いたしますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○辻村会長 12 月 3 日については、どういう内容ですか。

○畠山室長 12 月 3 日につきましては、先ほども御説明しましたが、戒能先生の方からのお話、そして都道府県、市町村からそれぞれヒアリングということを予定してございます。

○辻村会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、これで 68 回の専門調査会の会合を終わりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。